

## 国立大学法人和歌山大学事務組織規程

制 定 平成16年 6月23日  
法人和歌山大学規程第 313 号  
最終改正 令和 8年 3月27日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学組織規則第18条第4項の規定に基づき、和歌山大学に置く事務組織について、必要な事項を定める。

(事務局長)

第2条 事務局に事務局長を置くことができる。

2 事務局長は、学長の命を受け、事務部門を統括する。

(事務局次長)

第3条 事務局に事務局次長を置くことができる。

2 事務局次長は、学長の命を受け、事務局長を補佐して特定の重要事項を処理する。

3 事務局次長は、事務局長不在時(病気、長期出張、事故等)はその職務を代理し、事務局長が欠員の時はその職務を行う。

(事務局に置く課)

第4条 事務局に企画課、総務課、人事労務課、財務課、施設整備課、研究協力課、学務課、入試課、学生支援課、国際交流課及び学術情報課を置く。

(課長、参事役)

第5条 事務局各課に課長を置き、各課長は上司の命を受け、担当課の事務を統括する。

2 事務局に参事役を置くことができる。

3 参事役は上司の命を受け、課長の職務を助け、特定の事項を処理する。

(企画課)

第5条の2 企画課に企画係、評価係及び広報係を置く。

2 各係に係長を置き、各係長は上司の命を受け、担当係の事務を処理する。(以下の条の各係において同じ。)

(総務課)

第6条 総務課に総務係、秘書係、渉外係、教育学部附属小学校・中学校係及び教育学部附属特別支援学校係を置く。

2 総務課に大学業務支援室、社会連携室及び地域連携推進プラットフォーム支援室を置く。

3 大学業務支援室に室長を置き、大学業務支援に関する業務を統括する。

4 社会連携室に室長を置き、地域社会との連携業務を統括する。

5 地域連携推進プラットフォーム支援室に室長を置き、地域連携推進プラットフォーム支援に関する業務を統括する。

(人事労務課)

第6条の2 人事労務課に人事係及び服務・福祉係を置く。

(財務課)

第7条 財務課に契約室を置く。

2 契約室に室長を置き、契約室長は上司の命を受け、契約関係事務を統括する。

3 財務課に財務分析係、予算係及び収入・支出係を置き、財務課契約室に契約第一係、契約第二係及び旅費・謝金係を置く。

## 事務組織規程

(施設整備課)

第8条 施設整備課に施設企画係、建築係、電気係、機械係及び資産管理係を置く。

(研究協力課)

第9条 研究協力課に研究協力係、研究推進係及び起業支援係を置く。

(学務課)

第10条 学務課に学部等支援室を置く。

- 2 学部等支援室に教育学部分室、経済学部分室、システム工学部・社会インフォマティクス学環分室及び観光学部分室を置く。
- 3 学部等支援室に総括室長及び学部等分室長を置き、総括室長は学部等分室を総括し、学部等分室長は担当する学部等における事務を統括する。
- 4 学務課に教育推進係及びキャリア支援係を置き、学部等支援室に教育学部係、経済学部係、システム工学部・社会インフォマティクス学環係及び観光学部係を置く。

(入試課)

第11条 入試課に入試係を置く。

(学生支援課)

第12条 学生支援課に学生支援係及び奨学支援係を置く。

(国際交流課)

第12条の2 国際交流課に留学生支援係及び国際連携係を置く。

(学術情報課)

第13条 学術情報課に総務係、図書館サービス係、情報管理係及び情報基盤係を置く。

第14条 削除

第15条 削除

(副課長、主幹、主査)

第16条 各課に副課長、主幹又は主査を置くことができる。

- 2 副課長は課長の職務を助ける。
- 3 主幹は課長又は副課長の職務を助ける。
- 4 主査は係長の職務を助ける。

(専門員、専門職員)

第17条 各課に専門員又は専門職員を置くことができる。

- 2 専門員は課長の命を受け、課の所掌事務のうち高度の専門的な知識と経験を必要とする特定分野の事務を直接処理するとともに、専門的見地から課長を補佐する。
- 3 専門職員は専門員又は副課長の命を受け、課の所掌事務のうち専門的な知識と経験を必要とする特定又は一定範囲の事務を処理する。

(主任、係員)

第18条 各課各係に主任、係員を置くことができる。

- 2 主任及び係員は上司の命を受け、当該係の事務に従事する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年6月23日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 和歌山大学事務組織規程(昭和26年3月8日制定)は、廃止する。

附 則(平成17年3月31日一部改正:法人和歌山大学規程第416号)

この改正規程は、平成17年3月31日から施行し、平成17年2月16日から適用する。

附 則（平成17年9月27日一部改正：法人和歌山大学規程第448号）

この改正規程は、平成17年9月27日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成17年9月27日一部改正：法人和歌山大学規程第450号）

この改正規程は、平成17年9月27日から施行し、平成17年6月1日から適用する。

附 則（平成18年4月25日一部改正：法人和歌山大学規程第493号）

この改正規程は、平成18年4月25日から施行し、平成18年4月1日から適用する。  
ただし、改正後の第6条の規定は、平成17年6月1日から適用する。

附 則（平成19年6月1日一部改正：法人和歌山大学規程第637号）

この改正規程は、平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年11月1日一部改正：法人和歌山大学規程第672号）

この改正規程は、平成19年11月1日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則（平成20年6月20日一部改正：法人和歌山大学規程第818号）

この改正規程は、平成20年6月30日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成20年9月1日一部改正：法人和歌山大学規程第864号）

この改正規程は、平成20年9月1日から施行し、平成20年7月1日から適用する。

附 則（平成20年11月17日一部改正：法人和歌山大学規程第880号）

この改正規程は、平成20年11月17日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

附 則（平成20年12月16日一部改正：法人和歌山大学規程第885号）

この改正規程は、平成20年12月16日から施行し、平成20年10月15日から適用する。  
ただし、改正後の第11条の規定は、平成20年12月1日から適用する。

附 則（平成21年7月23日一部改正：法人和歌山大学規程第936号）

この改正規程は、平成21年7月23日から施行し、平成21年7月1日から適用する。  
ただし、第4条及び第5条の資産管理係に係る改正については、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第990号）

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1013号）

この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成23年3月18日一部改正：法人和歌山大学規程第1174号）

この改正規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1262号）

この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月11日一部改正：法人和歌山大学規程第1340号）

この改正規程は、平成24年7月11日から施行する。

附 則（平成25年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第1392号）

この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1498号）

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月19日一部改正：法人和歌山大学規程第1579号）

この改正規程は、平成26年12月19日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

## 事務組織規程

附 則（平成27年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1656号）

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月29日一部改正：法人和歌山大学規程第1731号）

この改正規程は、平成28年2月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1773号）

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1923号）

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月21日一部改正：法人和歌山大学規程第1978号）

この改正規程は、平成29年5月1日から施行する。

附 則（平成29年12月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2013号）

この改正規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2049号）

この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2062号）

この改正規程は、平成30年5月1日から施行する。

附 則（平成30年6月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2078号）

この改正規程は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2145号）

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2239号）

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2436号）

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月16日一部改正：法人和歌山大学規程第2462号）

この改正規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2535号）

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第2655号）

この改正規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2723号）

この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2820号）

この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2923号）

この改正規程は、令和8年4月1日から施行する。